

放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」設置要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 社会福祉法人金谷温清会（以下「事業者」という。）が設置する放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」（以下「事業所」という。）において実施する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8第1項に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所を利用する児童（以下「対象児童」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所は、富津市が設置する小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、富津市、児童福祉施設、対象児童の通学する小学校その他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、対象児童の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。

4 事業の実施に当たっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。

5 前4項のほか、児童福祉法及び富津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富津市条例第22号）及びその他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする

(1) 放課後児童支援員

放課後児童支援員は、支援単位ごとに2名以上とし、利用者への支援提供、対象児童の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

(2) 補助員

補助員は、必要に応じ支援単位ごとに1名以上とし放課後児童支援員の補助を行う。

(支援の内容)

第5条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供

(2) 昼食支援の提供(土曜日、小学校の代休などの休業日及び夏休み、冬休み、春休みの期間)

(3) 小学校のある日の放課後の各小学校から事業所までの移送支援の提供

(4) その他支援に係る行事等

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、富津市全域とするが原則として天羽地域を優先する。

(利用の申請)

第7条 要綱第5条第1項の規定による申請をしようとする者は、放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」利用承認申請書(別記第1号様式)に必要書類を添えて事業者の代表者(以下「理事長」という。)に申請しなければならない。

(利用の承認)

第8条 理事長は、要綱第5条第1項の承認をしたときは、放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」利用承認決定通知書(別記第

2号様式)により、同条第2項の規定により承認をしないときは、放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」利用不承認通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(承認の取消し)

第9条 理事長は、要綱第6条の規定による取消しをしたときは、放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」利用承認取消通知書(別記第4号様式)により当該取消しに係る申請者に通知する。

(届出)

第10条 要綱第7条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行わなければならない。

- (1) 第7条第1項の申請書に記載した内容に変更があった場合
放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」変更届(別記第5号様式)
- (2) クラブフレンズきんこく塾の利用を辞退したい場合
放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」利用辞退届(別記第6号様式)
- (3) 理事長は、要綱第9条に規定する減免又は免除を受けようとする旨の記載があった場合において、減免又は免除をすることを決定した場合
放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」費用月額変更通知書(別記第7号様式)

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 対象児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 対象児童が欠席をする場合には、対象児童の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (2) 対象児童又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は対象児童に対して休所を命ずることができる。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現に支援の提供を行っている際に対象児童の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに対象児童の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえ注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(苦情解決の窓口)

第14条 事業所は、支援に対する対象児童及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けつけるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、その行った支援に関し、富津市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、富津市等による調査に協力しなければならない。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た対象児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及

びその家族の秘密を漏らしてはならない。

(保護者会)

第16条 放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」の充実と情報交換のため、クラブフレンズ きんこく塾保護者会を設置することができる。

(保険の加入)

第17条 対象児童の保護者等は、保護者等の負担で原則として対象児童に個人賠償保険などの傷害保険に加入させなければならない。

(保護者の義務)

第18条 対象児童が帰宅するときは、危険防止のため、対象児童の保護者等は、原則として対象児童を事業所まで出迎えするものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、対象児童等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のため研修の機会を設けなければならない。

2 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

3 事業所は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者が事業所及び保護者の意見を踏まえて定めるものとする。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業「クラブフレンズ きんこく塾」の実施に関し必要事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。